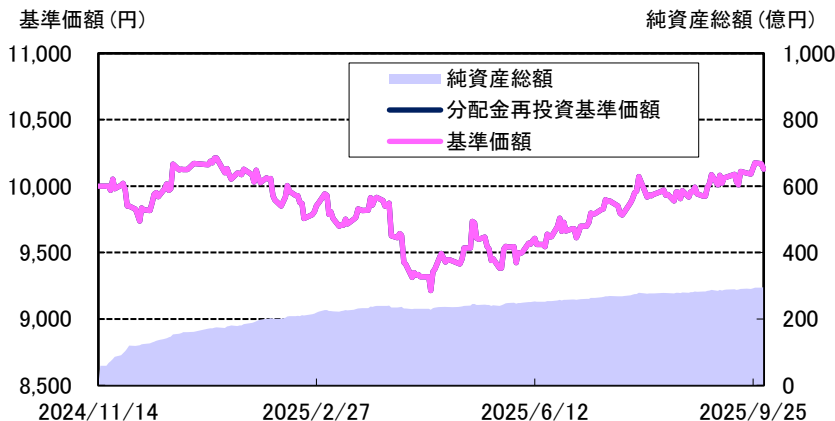


ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド (年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券
2025年9月30日基準

(年1回決算型) (為替ヘッジなし)

運用実績の推移



(設定日: 2024年11月15日)

基準価額は1万口当たり・信託報酬除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金再投資基準価額 = 前日分配金再投資基準価額 × (当日基準価額 ÷ 前日基準価額)

(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,127 円
純資産総額	29,618 百万円

※ 基準価額は1万口当たり。

ポートフォリオ構成

ウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Unhedged 円建て受益証券	97.8 %
DIAMマネーマザーファンド	0.0 %
現金等	2.2 %

※1 比率は純資産総額に対する割合です。

※2 現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

騰落率(税引前分配金再投資)

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	設定来
1.86%	4.63%	2.40%	1.27%

※1 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金実績(税引前) ※直近3年分

初回決算が2025年11月14日のため
基準日現在分配実績はありません

※1 分配金は1万口当たり。

※2 左記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合があります。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

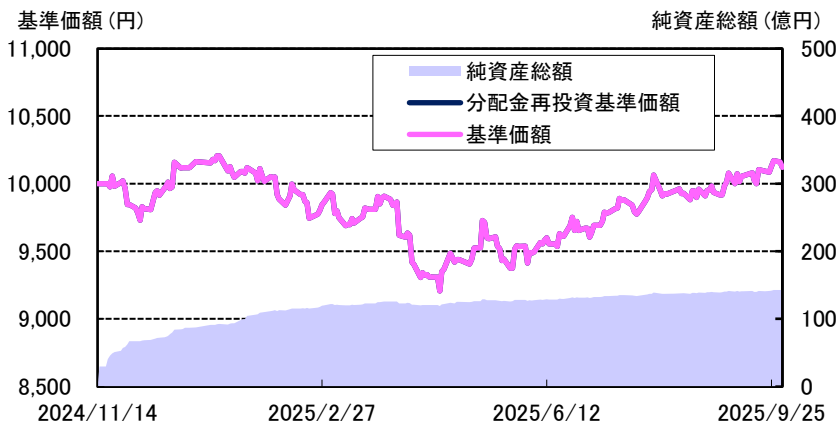
ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券
2025年9月30日基準

(年4回決算型) (為替ヘッジなし)

運用実績の推移



(設定日:2024年11月15日)

基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配金再投資基準価額＝前日分配金再投資基準価額×(当日基準価額÷前日基準価額)
(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	10,119 円
純資産総額	14,248 百万円

※ 基準価額は1万口当たり。

ポートフォリオ構成

ウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Unhedged 円建て受益証券	98.9 %
DIAMマネーマザーファンド	0.0 %
現金等	1.1 %

※1 比率は純資産総額に対する割合です。

※2 現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

騰落率(税引前分配金再投資)

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	設定来
1.86%	4.63%	2.40%	1.19%

※1 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金実績(税引前) ※直近3年分

第1期 (2025.02.14)	0 円
第2期 (2025.05.14)	0 円
第3期 (2025.08.14)	0 円
設定来累計分配金	0 円

※1 分配金は1万口当たり。

※2 左記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合があります。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

ウェリントン・トータル・リターン債券ファンド (年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

ウェリントン・クレジット・トータル・リターン (ケイマン) ファンドの状況

※ ウェリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Unhedged 円建て受益証券に投資しています。
 ※ ウェリントンのデータを基に委託会社が作成しています。

ポートフォリオの状況

最終利回り	4.79%
平均クーポン	3.88%
平均残存期間(年)	9.78
デュレーション(年)	4.89
平均格付け	A

- ※1 純資産総額を基に計算しています。
- ※2 最終利回り、平均残存期間(年)、デュレーション(年)については、繰上償還条項が付与されている場合は次回の繰上償還予定日を考慮して計算しています。
- ※3 平均格付けは、組入全銘柄の平均を記載したものであり、ファンドの信用格付けではありません。

格付別組入比率

AAA	0.0%
AA	58.0%
A	4.3%
BBB	32.2%
BB	4.8%
B	0.4%
CCC以下	0.0%
格付けなし	0.0%
現金等	0.2%

- ※1 比率は純資産総額に対する割合です。
- ※2 格付けは、S&P、ムーディーズ、フィッチ社による上位の格付けを採用しています。また、+-等の符号は省略し、S&Pの表記方法にあわせて表示しています(以下同じ)。
- ※3 現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります(以下同じ)。

組入上位5カ国・地域

1	米国	86.9%
2	カナダ	3.0%
3	イギリス	2.0%
4	スイス	1.6%
5	ブラジル	1.6%

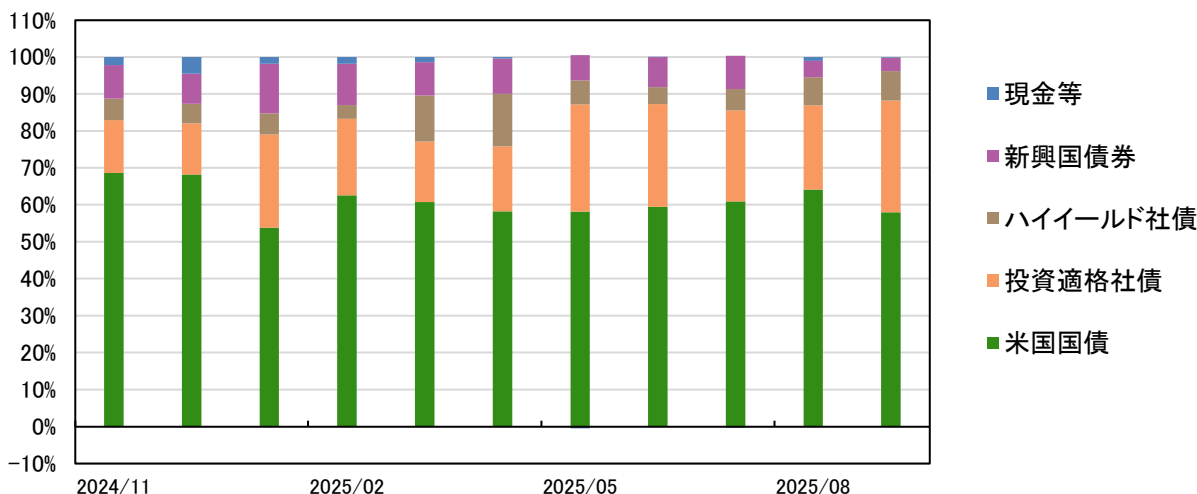
- ※1 比率は純資産総額に対する割合です。
- ※2 国・地域はBloombergの分類に基づいています(以下同じ)。

資産別組入比率

米国国債	58.0%
投資適格社債	30.2%
ハイイールド社債	7.9%
新興国債券	3.6%
現金等	0.2%

※ 比率は純資産総額に対する割合です。

資産配分の推移(月次・設定来)



※ 比率は純資産総額に対する割合です。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
 ※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

ウェリントン・トータル・リターン債券ファンド (年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

ウェリントン・クレジット・トータル・リターン (ケイマン) ファンドの状況

組入上位10銘柄

(組入銘柄数 : 149)

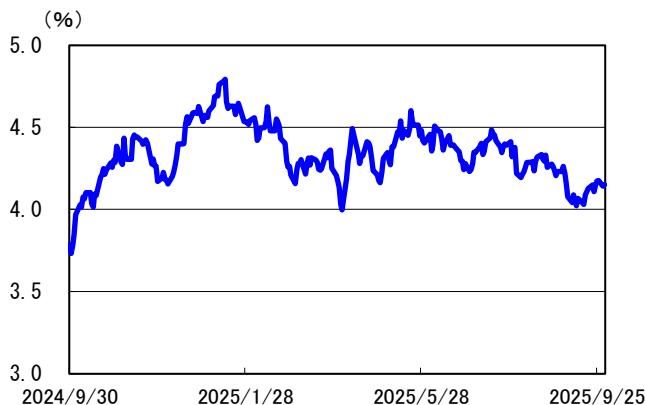
	銘柄	種別	クーポン(%)	償還日	国・地域 / 通貨	格付け	組入比率(%)
1	US Treasury NB 3.6250% 08-15-28	米国国債	3.625	2028/8/15	米国 / 米ドル	AA	10.3
2	US Treasury NB 4.1250% 11-30-29	米国国債	4.125	2029/11/30	米国 / 米ドル	AA	10.1
3	US Treasury Bill Discount 11-18-25	米国割引短期国債	0.000	2025/11/18	米国 / 米ドル	AA	9.3
4	US Treasury NB 4.2500% 08-15-35	米国国債	4.250	2035/8/15	米国 / 米ドル	AA	4.0
5	US Treasury Bill Discount 11-06-25	米国割引短期国債	0.000	2025/11/6	米国 / 米ドル	AA	3.2
6	US Treasury NB 4.1250% 05-31-32	米国国債	4.125	2032/5/31	米国 / 米ドル	AA	2.9
7	US Treasury NB 4.3750% 05-15-40	米国国債	4.375	2040/5/15	米国 / 米ドル	AA	2.7
8	US Treasury NB 3.7500% 12-31-30	米国国債	3.750	2030/12/31	米国 / 米ドル	AA	2.6
9	US Treasury NB 3.8750% 07-31-30	米国国債	3.875	2030/7/31	米国 / 米ドル	AA	2.6
10	US Treasury NB 4.8750% 08-15-45	米国国債	4.875	2045/8/15	米国 / 米ドル	AA	1.8

※1 組入比率は純資産総額に対する割合です。

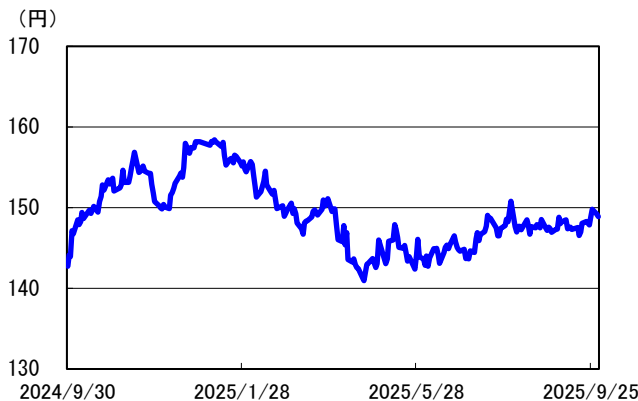
※2 償還日は繰上償還条項が付与されている場合は次回の繰上償還予定日を表示しています。

ご参考

米国10年国債利回りの推移(直近1年)



米ドル/円の推移(直近1年)



※1 為替レートは、一般社団法人 投資信託協会が公表する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)です。

※2 Bloombergのデータを基に委託会社が作成しています。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
 ※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

ウェリントン・トータル・リターン債券ファンド (年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

マーケット動向とファンドの動き

【米国市場】

米国国債市場の利回りは低下(価格は上昇)しました。8月の雇用統計の軟調な結果を受け、FRB(米連邦準備理事会)の利下げ観測が強まる中、利回りが低下しました。社債の対米国国債スプレッド(利回り格差)は、縮小しました。

【為替市場】

米ドルは対円で上昇しました。米主要株価指数が最高値を更新したことや米国の4-6月期実質GDP成長率が上方修正されたこと等が、上昇要因となりました。

【運用概況】

種別配分ではキャッシュと国債を6割弱保有し、流動性を確保しています。格付別構成比率ではAA格のほか、BBB格を中心としたポートフォリオとしました。社債の業種別構成比率では、エネルギーセクター、電力公益事業セクターなどを高めとしました。

今後のマーケット見通しと運用方針

マクロ経済に関しては引き続き不透明であり、地政学リスクや財政赤字が逆風となる一方で、AIの発展やインフレ圧力の緩和は債券市場にとって追い風となる可能性があると考えています。AIの発展および普及が米国の成長・生産性・労働市場に及ぼす影響は長い期間を経て徐々に出てくると考えており、その影響を注視しています。

引き続き中期ゾーンの債券を愛好します。利下げの確率が高まっており、米国債の利回り水準が魅力的であることから、デュレーションを過去対比長めにしています。

社債については、依然として更なる投資機会を待つために流動性を確保しつつ、高くオリティかつ魅力的な社債には投資を行う方針です。

当ファンドにおいては、今後も運用方針に従いトータル・リターン・ファンドへの投資を継続し、投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

○米ドル建ての国債、社債、ハイイールド債、新興国債券など^(*)を実質的な主要投資対象とし、各種債券等を機動的に配分し投資することで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(*)実質的に投資する債券種別等は、市況動向、投資機会等が変化することにより、大幅に変わる可能性があります。

- 以下の投資信託証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
 - ・ケイマン籍外国投資信託 ウエリントン・クレジット・トータル・リターン(ケイマン)ファンド クラスJPY S Q1 Distributing Unhedged 円建て受益証券(以下「トータル・リターン・ファンド」といいます。)
 - ・DIAMマネーマザーファンド受益証券
- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、トータル・リターン・ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

○トータル・リターン・ファンドの運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。

○年1回または年4回の決算日において、収益分配を行うことをめざします。

- (年1回決算型)(為替ヘッジなし)コースは年1回の決算日(毎年11月14日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- (年4回決算型)(為替ヘッジなし)コースは年4回の決算日(毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日))において、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
 ※ P.9の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。**これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。**

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 金利変動リスク 金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。新興国債券等に実質的に投資する場合、先進国債券等に比べ金利変動リスクが大きくなる傾向があり、基準価額を大きく下落させる要因となる可能性があります。
- 為替変動リスク 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。各ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。
- 信用リスク 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。各ファンドがハイイールド債券などの格付けが低い債券などに実質的に投資を行った場合には、投資適格の債券のみに投資する場合よりも相対的に信用リスクは高くなる場合があります。
- 流動性リスク 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。新興国の債券やハイイールド債券に実質的に投資する場合、先進国の債券に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。
- カントリーリスク 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。各ファンドは実質的に新興国の債券にも投資を行う場合があります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。
- 特定の投資信託証券に投資するリスク 各ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

各ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。
費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・イースター直後の月曜日(イースターマンデー) ・5月1日 ・ニューヨーク証券取引所がクリスマスデーとする日の直前および直後のニューヨーク証券取引所の営業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2045年11月14日まで(2024年11月15日設定)
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とするトータル・リターン・ファンドが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 各ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回るようになった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	年1回決算型: 毎年11月14日(休業日の場合は翌営業日) 年4回決算型: 毎年2月、5月、8月、11月の各14日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算型: 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 年4回決算型: 年4回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
スイッチング	「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年1回決算型)(為替ヘッジなし)」「ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド(年4回決算型)(為替ヘッジなし)」の2つのファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。スイッチングの取扱いの有無は、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。 ※各ファンドを購入される際には、各ファンドの目論見書をご覧ください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。
 ※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.75%(税抜2.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>実質的な負担:各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.588%(税抜1.50%)以内(概算)</p> <p>※上記は各ファンドが投資対象とするトータル・リターン・ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.968%(税抜0.88%) ・投資対象とする外国投資信託:トータル・リターン・ファンドの純資産総額に対して年率0.62%以内 <p>※ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。</p>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>※投資対象とするトータル・リターン・ファンドにおいては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 各ファンドは、実質的に債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点(2025年10月17日)のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆委託会社およびファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社>みずほ信託銀行株式会社
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。



アセットマネジメントOne

ウエリントン・トータル・リターン債券ファンド

(年1回決算型) (為替ヘッジなし) / (年4回決算型) (為替ヘッジなし)

2025年9月30日基準

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2025年10月17日現在

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金 融商品取引 業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号	○				
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○				
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号	○	○	○		
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○				
株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号	○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○				

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。くわしくは販売会社までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

※ 当資料は10枚ものです。なお、別紙1も併せてご確認ください。

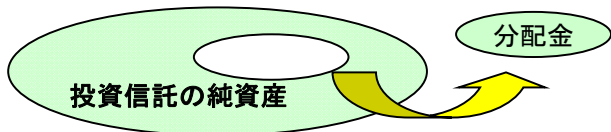
※ P.9の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



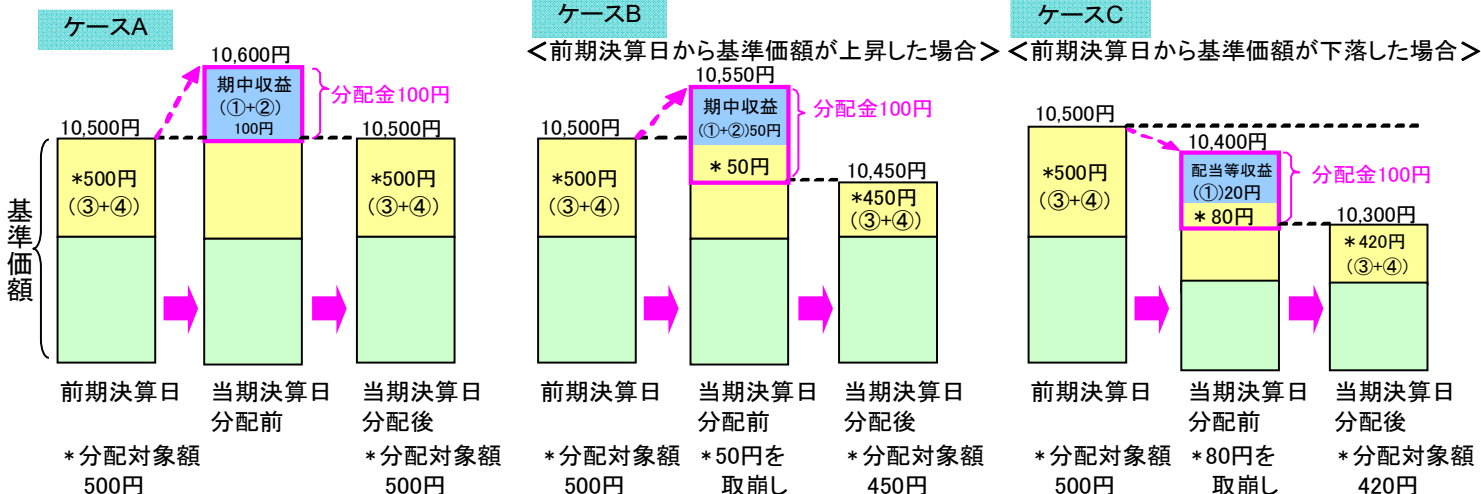
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円
- ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円
- ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

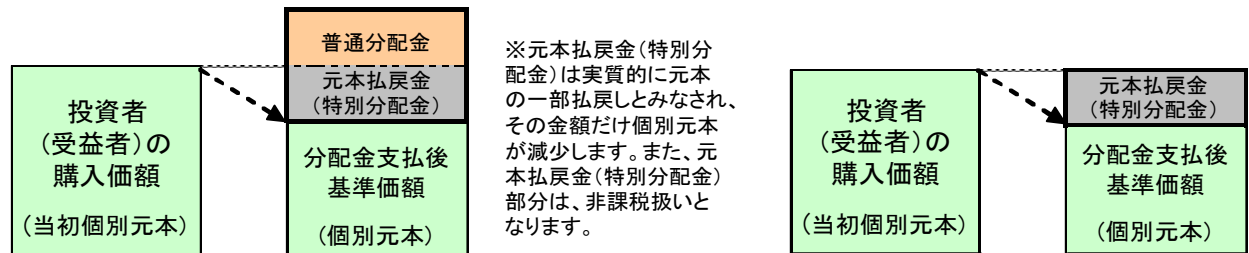
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
 (注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。